

件名	愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>家庭における配偶者、児童、高齢者及び障害者に対する暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護並びに被害者及びその保護者又は養護者の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町、県民、事業者及び関係機関の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、家庭内暴力等の防止及び被害者の保護等に関する施策を総合的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、この条例を制定しようとするものである。</p> <p>第1条 目的 第2条 基本理念 第3条 県の責務 第4条 市町の責務 第5条 県民等の責務 第6条 関係機関の責務 第7条 市町への支援 第8条 意見の聴取等 第9条 啓発活動 第10条 公表 第11条 財政上の措置 附則</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	